（様式第１号）

**債権譲渡承諾依頼書**

年 月 日

刈谷市長　　　　　　　　 　様

受注者

（譲渡人） 住所

氏名 印

債権譲渡先

（譲受人） 住所

氏名 印

譲渡人が発注者に対して有する基本契約書（貴殿と譲渡人との間で締結された　　　年　　月　　日付けの工事請負契約書）に基づく下記の工事請負代金債権を、〇〇〇〇（以下「譲受人」という。）に譲渡することにつき、工事請負契約条項第５条第１項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

譲受人においては、本譲渡債権を担保として、譲渡人に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約条項第３４条に規定する瑕疵担保責任は当然のことながら譲渡人に留保されることを申し添えます。

また、譲渡人及び譲受人は工事請負契約書に定められた中間前払金は、貴殿によるご承諾以降は請求しません。

記

１．工事名

２．路線等の名称

３．工事場所

４．工期 自 　 年 月 日

至 　　年 月 日 ただし、契約変更により変更が生じた場合はその工期による

５． (1)請負代金額 金 　　　　円ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

－(2)前払金額 金 円

－(3)中間前払金額

又は部分払金額 金 円

(4)債権譲渡額 金 円 （　　 年 月 日現在見込額）

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

**債権譲渡承諾書**

年 月 日

[譲渡人] 　　 様

[譲受人] 　　 様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約条項第５条第１項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約条項第３４条に基づく譲渡人の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

記

１．譲渡される譲渡人の工事請負代金債権の額は、本件工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金又は部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金又は部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により工期又は請負代金額に変更が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書４並びに５.(1)及び(4)は変更後のものとする。

２．譲渡人及び譲受人は、発注者による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書を提出すること。

３．当該譲渡債権は、譲渡人の譲受人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。

４．譲渡人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

５．保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、譲受人が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

６．債権譲渡承諾後において、工期又は請負代金額に変更が生じた場合には、譲渡人は譲受人に変更後の工事請負契約書等の写しを提出して通知すること。

刈谷市長　　　　　　　　　 印